○農林水産省告示第二千四百十七号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十三年十二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格

イ　一、〇〇〇キログラムにつき六六、〇四〇円

適用期間　平成二十四年一月一日から三月三十一日まで

ロ　農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成二十四年一月一日から三月三十一日まで

二　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一四、七〇二円（うち消費税額及び地方消費税額分　五、四六二円）

適用期間　平成二十四年一月一日から三月三十一日まで

三　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一二一、八四二円（うち消費税額及び地方消費税額分　五、八〇二円）

適用期間　平成二十四年一月一日から三月三十一日まで

四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一、〇四〇円

適用期間　平成二十四年一月一日から三月三十一日まで

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき五八、二四〇円

適用期間　平成二十四年一月一日から三月三十一日まで

○農林水産省告示第二千四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊本県宇城市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

宇城市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊本県宇城市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

宇城市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊本県宇城市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊本県球磨郡五木村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊本県球磨郡五木村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、五木村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

五木村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊本県球磨郡五木村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、五木村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養